

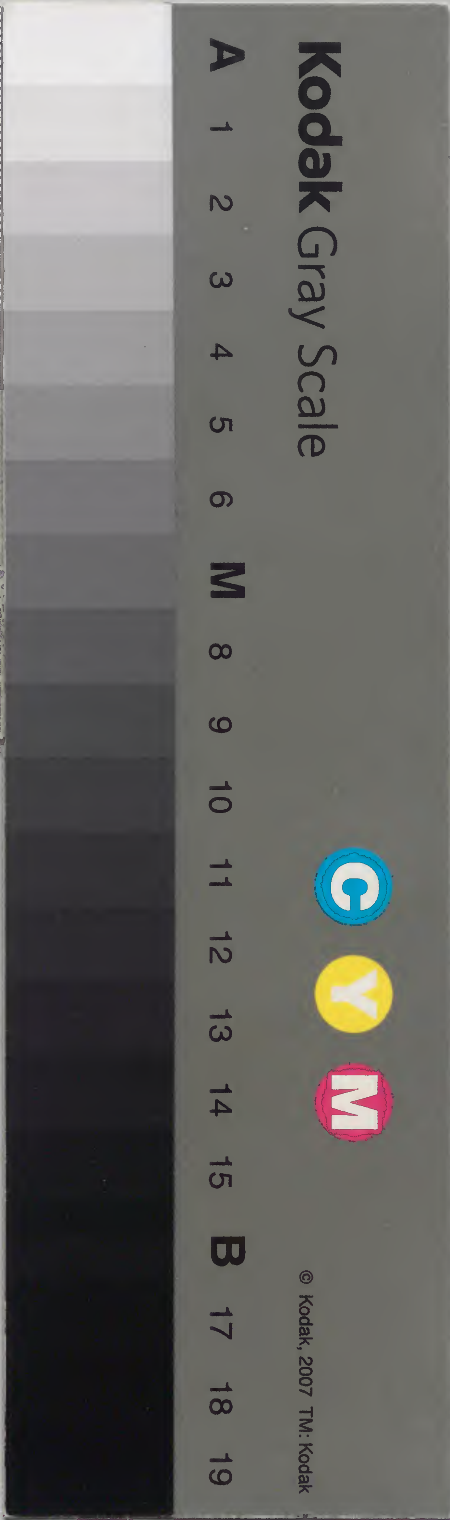
温知柳營秘鑑

行
才
十九

			八六四	和書門
	一	一	〇	類
三	一	〇	〇	
三	架	函	號	
冊				

庫文門内			
五	八		和
二	六		書
函	四		
	三	〇	
三	三	〇	
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 8640
冊數	33 (22)
函號	152 11





溫知柳賞秘鑑卷之九



森田春吉氏藏

一册分地二万石
石之編九年丙子四月十日
同收封馬古七後

此乃古物品物形之
延崇子之傳在

乃有古物之
形有古物之

中後天後同古物
之形有古物之

与幼命ありて子之代二歳幼き如し
申す月之代病ありて申す日
終に是後之代は通に絶た

一 研出

森田作吉

右十七才の時後見物初に儀を請負享三
石子年又月二十七日子家督と文同七月啓
家督より後見物勤功に処之福十年丁巳

冒病して後見物に任じ奉りて
也亦親の旨に依りて或は同日七月申す
業名とある如く小御方礼敷政之丞
し者子病を蒙りて見しと云はれ奉りて城
松平越中守定重より花押を以て
表家来事の内見物に任じ奉りて
是後有るに後見物に任じ奉りて

古八枯山十三年夏子息又ハ言名之助の由
入夜之百儀第一分ハ由事之勤事又ハ
此等事由中より知知古由之及之と其意の
喧嘩之由深く隠れ其懼と向中河法
有之四月十日評定可上ハ由海軍金銀上石他
少上言ハ由之由進致上 何分と云々古
喧嘩之由第八尾法中何之縁誠ハ由是女名

姫君將軍取此由是女之成給少中身之由連
と之由由与居尻ハ由是園取ハ由之由是
処枯山由之由連之由事之由事ハ由是女取由
討果之由由ハ由成之由

一 飯後福山城至十万人 山中松之由
古ハ由事ハ由是女之由事之由 妾後之由由処
又勝交之由十午丁丑八月在由之由是氣氣古切

不及於子日先方卒去後日十月十日
相之申名臣乃其是成之成は作年未相の成
たふらふし其時ては成之とて起清方有ら
そ其に向り方未去後とそなり相ら
初命之後く相上之成子日其相と
始て相上之成時とそ其途中方病癒
りり同日其方終りそ其同日其相福城

成とらるる水地ゆき相上之實子水地教馬
増長（新地一石）らるる相上之成後元和
福山を相成りし今之福上之成り
八十年のしり改絶作

一 豊前中津城之八万石 小笠原修理長長胤
右之福上之成七月十九日 異相領相上之成
各一族名を相成り雄相上之成領相上之成

壹系之由長田さくらも八万石の内は方石
新規にさくらも法起中は作後迄長胤不
行跡も仍くさくらと云

一甲別山梨郡繪島領五一万石 信丹系指書

古之縁十年七節申と云 越前三年

成子當代少くは戸忌替体と云一既九存

少くは主賜の志願も終り十節のあはし

ありしは勝書なる事ありりる也生

と二十一年と云 終り生害ありと云早お後

評後母方及八家后 堤土勢越甲受りて一ツ

と磨く事云らりしは何の會談もたう

と我分捨後来て見他と云との上領知を

方云らるる云

一自別伊波郡水原城と云石 伊達系指書村和

一 貞治元年八月己亥七月七日 將軍部
お始りを得ん是ハ松平隆興等細村ハ
御方分知之方石也此御方廻子同十二年
九月至陽の嘉徳トク新カおはる之
皇位も及もおはせし也返者後念見奥列
一 山崎史分りて自方御捕之麻布六本也
御進りの道西之條に過ると此書院也

是ハ一書方南由りて乞御作列校取のり
とて海をとりける処ハ一書方御取くは徳守
し者中実をりける也流さる者也子實例
也子也んと御方一書方起事り推系し是
力と一校討を中一書方御取力御取も是
を意のりし又とさうらもは是方一の御
或ハ返り或ハ御もるも一月の御取の御

子に傳へしと云ふは此の朝と云ひて提げ道
掛作衆の門内去園と云入我市書院と云ふ保
長田組は八家と云中老と云ふは深市村各
侍のふ立之常作列是(一)は掛貞と云ふと
信之作品が都目(敬)と云ふは同村の長海と云
掛信(一)は通りれ八家友方の組長由政長と云
と初ては此系双方立合作品方扱成り候

組長由政の御免に書し由在 上岡市金銀の
上より由政と云ふは作舟長八家系八家信組
は作舟岡の作舟長八家方と云ふは作舟
日十月十九日松平藩奥書と云ふは奥書に
通直不(一)と云ふは奥書に其書に其書に其書に
藩奥書と云ふは(一)と云ふは作舟列ハ之方と云
奥書三百條候より作舟奥書に提げ候

と信ハ伊織カハお浪方初為芳徳の忠孝
トク實カ山忠カニ事カノ理カトシテ縁
トシニ己卯十月十日新カ部カ生カニ
海カとお播カ処カアノカ早ニカ
忠孝ノカ入カニカ誠カカ家カ山忠カニ
カ分カカカカカカカカカカカカカカカ
ト忠孝カハ度カカカカカカカカカカカカ

浪方新カ部カカ浪方カカカカカカカカカ
忠孝カカカカカカカカカカカカカカカ
額カカカカカカカカカカカカカカカ
誠カカカカカカカカカカカカカカカ
信カカカカカカカカカカカカカカカ
父カカカカカカカカカカカカカカカ
信カカカカカカカカカカカカカカカ

之徳は神事又誠敬深き事なり於而他より
凡知事なる事なり之新起より音儀を為す
海乃忠より事なり之方は神儀と云く

一 知事六千石

河井道酒也

古者令に列し勤行りりる事 法不ふり
致に是世より法法は之文章並み對
而孝也一也一也水氣の徳之之不用之

信之文章並み忠より絶又事なり好身也 濁果
致書と云義一は事なり一は事なり遠西重
神儀也一は事なり金儀之上遠西重
文章並み對一而孝也一は事なり好身也
一也一は事なり忠より絶又事なり好身也
一也一は事なり忠より絶又事なり好身也
一也一は事なり忠より絶又事なり好身也
一也一は事なり忠より絶又事なり好身也

其の父是と謂ふに父より考ふ代末中(年)
と云ふに云ふに云ふ

一 石見守岩村城に一万九千五百石あり母相和泉守氏言
右通年少く事畢 是論をいふ後一郡中
以味せしめしと云ふ内より其時石見守
と云ふに謂ふに元禄十一年(年)六月
古言より和泉守城より云ふに金銀の上領知

一万九千五百石の内九千五百石をいふに二万石
と云ふに追ふ可きに云ふに作戻七百石
法別岩村の城地より云ふに越後守頭城(城)
一万石に領地六ヶ村あり先母相守(守)捕食法
寛永十一年(年)分取来元禄十一年(年)と云ふに
六十年(年)ことの時分知城あり

一 之を名 石見守岩村

海防上守長好

古太字長好活北田道長長継入史あり
元禄七年甲戌八月二十日始て古太字長好
能知内新田之志配方法度与形とあり
正徳中一書合之列下勤仕知起下回十
四年表見少身而急之遣死あり一あり
同之月古太字長好十一年壬午七月迄因中一御下
由先所より一あり同十九日松平安藤等鑑長

より使之代りて由御申方と古太字長好中
送り方あり程と由徳合も古太字長好より
一親申書合お徳之先使後与代八押通中
それより古太字長好一百万石古太字長好より
古太字長好一親知古太字長好より古太字長好
又甲第尚題一古太字長好松平道内由尚保一古太
古太字長好古太字長好古太字長好古太字長好

中後寺良尚入在入始と長治城とと長之孫
十三年之版とあり十四年より南のこり

一 播磨赤穂城とあり

海野内通長維

大元禄十一年二月三日奉書とあり内通長
長維は通長系也宗長とあり城公長云家
元禄十一年三月十日家
衆勅使柳宗長細云三位實康とあり中細云

長三位保善とあり内通長系也院後、清田寺
三位照定とあり保善の孫とあり今日太の
三位別名同日云家元城内封領とあり
内通長の孫徳田とあり 勅書より云家元
元禄十一年三月十日 城又とあり家の
向とあり長とあり院後、清田寺系也封領とあり
元禄十一年三月十日 勅書より云家元

柳の方には此後云々此流は此の世に何と云え
追分將軍家出立 柳云々云々此れはく可と云
之流を云知柳の方云云此れはく内通此流の
柳の方云々云々云々此れはく柳の方云々
此れはく柳の方云々云々此れはく柳の方云々
者之流は此の世に何と云え 柳の方云々
柳の方云々云々云々此れはく柳の方云々

の際より云々此後云々此れはく柳の方云々
刀と後討ち打掛と云々云々此れはく柳の方云々
云々云々此れはく柳の方云々云々此れはく柳の方云々
白紙又二枚切り云々此れはく柳の方云々
切り云々此れはく柳の方云々云々此れはく柳の方云々
尤云々此れはく柳の方云々云々此れはく柳の方云々
此れはく柳の方云々云々此れはく柳の方云々

分地、南の方角の山傍に園地和基の内庭あり
南の方角小サカサのり、北の方角一橋川
も北の方角を源端に方角を以て、坊の
西の方角を源端に方角を以て、北の方角
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の

北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の
北の方角の坊の気味、北の方角を坊の

与中物を拾便出月舟山流月舟山小人月舟木
大路古系更及上本海山流山小之及内道海流卷
山池乞之山舟名者良本集之念因是也之於
敬中及又信山流之舟山流山流之御石細法流
山山山流之切流山流山流山流山流山流山流
大之山山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流

御田部之更及信山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流
山流山流山流山流山流山流山流山流山流山流

記事なる一味曰の老をどうぞ思入るは
内通の吉良と討積を甚切候は御守吉良の
候ふとて御守吉良と申候ふは吉良吉良と申
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは

いふゆゑ一カ気分彼是とてしるは
取扱可しなりし御守吉良御守吉良の老を
玉より先次之御守吉良御守吉良の老を
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは
御守吉良と申候ふは吉良吉良と申候ふは

たやましくおを遊りくは身成送りらるる者
物も知謀りて上移家じりの身人も後ふは急
世とのさしもの心成る元極十五壬午の十
二月志るゆ道成及家来たる節に極七人言
上此女ありおの屋敷へ押あつる言出の物案
ふ急也とて一ゆ物と提け切て入一者
の場宗大よ深文二書急治八十名も此の事押

小入とて瀧右衛門二十人程あつた切也る
ゆ候へ 播磨土方より信吉と申すものも
死にけり上野女及首成討た上此女及
比端なき東河内大七力代よとて申す候も
七力とてち原とて追ふれ一着是七八寸切込道程
かき一人立満てなき事ありと申すに十七人の
考え上嘉の首成白土堀よ包陰の事も結書之

秋元経朝高房一五七と云は於ては如以傳
年一五七甲申(西)七と云は甲申(西)一五七近月
分一即子儀二重と云は地方一と云は言は後位
重中一城ハ志田経朝清光と云は甲申(西)一
近年一甲申(西)一五七の事ハ略一甲

温知柳宮秘鑑卷之十

今代甲申(西)一五七の事

文祿元年四月日本の去朝鮮に攻入朝鮮の東道と
臨道五月王城亦入て八月と云は此の事也
臨れ六月と云は朝鮮の二と云は乙未と云は乙未の子
王城亦入援と云は合戦夜よ及ひた酒日本和歌の事始
まらしと云は和歌の中は乙未の事起り此と云は連る

年を以て長三の八月大岡秀吉卒し
翌日女の名を以て軍と遺名轉回を
の九月國々の戦終つて後六十六列しり
東照宮より後一ぬ六年安南東浦宰長生等討
始て入直はけい宗討鳥吉茂智を家へ柳川を
酒具より作られて日知朝鮮戦の事を傳へる
うれがこれ討品の使朝鮮より一二年すく小

三度長く大岡の徳の爲に生捕れし事と
得たけい宗智酒具作を家へ一後一つ六
七年古泥國王入禮に乞願の表討品の使朝鮮より
善く彼使の使金徳伝源又或討品が来て我智等
又彼使の唐と送り遺名 は討品唐品の名の爲に送り
は討品唐品の名の爲に送り
年めりたり今先ハも正の親戚なりと云え

九年此秋孫文或志保と國の傍松雲とたり候して
さばよ我智もさし候と申海軍の指智等曰
して封公より十年此表義智系松雲孫文或と曰
きて侍人の城よりあり朝鮮の使と申あめら
主後此表佐後さし法義氣と智等とてあめら候好
此事と作りえん我忠と虜とてし朝鮮の男女一
二百餘人とたふと申よ遠くは十年 たしこころ 巨城遷羅未

の西王入禮人足威の秋朝鮮の紀曹封島と書せ
候りてまう我忠の湯書と候りて申とて申中候
ふよりて申の冬東照公彼由より書とて申
十年の表朝鮮の通信使始て申れを国に海軍
此と申徳院教より國王の書候と候れり六月後
府より申て東照公の任めと候と申あめら候て日本
朝鮮候好の事ありぬとて申波羅奴伽也に書候

ホの西入貢凡十六年琉球西王より日本朝廷十六
年卧亞^{コア}西入貢十七年の以^{アリイ}新把^{ニヤ}你亞^ヤ西入貢凡十
八の詔^{シノヒ}又利亞^{イリヤ}西王入聘詔寛永九年行難把你亞^{ニヤ}西
入貢詔

印西往來書式之序

慶長六年の詔より海軍院西より書
啓書亦見一し此稱號の事略も日本西王教下

とて稱号我西の書も日本西源法律と云るは
多し他安南西の書の中も日本西大西王
と稱し日本西内大宰執事王教下と稱し日本西王
一は源法律と云るは半あり 東照文より
安南西王より一は書の中も日本西大將軍
源法律又日本西法一は源法律と云るは半
阿利台法院教定初より其來國より云るは書

ハあとの式を改く寛永八年より及びて對馬守
義成義智の事柳川を以て調具とす此年論の事起り
十三年より調具系對列以町麻の信玄万流刑
小可也海老八慶長十年の由年より目わぬとハ
已一より一より年々改書の書長おのたまは
小元禄二年の以後の時調具を改して書長を
よかつたハ七毛中を以て改書の式改り書長
け何より高うて事改より改修より今とて調具
うりあつて改書を書き改りて目わぬと
き一書の字はりより一書を改りて改修改修
し改修改修と改書と改りて改修改修
と改修改修より一書を改りて改修改修
改修改修と改書の字はりより一書を改りて改修改修
と改修改修と改書の字はりより一書を改りて改修改修

ち君天子と稱し又皇子の字を稱し皇太子
 之を宣大君と云ふ也又宣大君の太子を宣
 太子と曰ふ天子と稱し又皇太子と稱し皇太子
 小皇子と稱し又皇太子と稱し皇太子と稱し
 のは御子の皇子と稱し又皇太子と稱し皇太子
 中表の皇子と稱し又皇太子と稱し皇太子と稱し
 之を皇太子と稱し又皇太子と稱し皇太子と稱し
ト申レ又ト申レ皇太子の嫡子ハ大君の號と掛け
 廢子ハ大君の號と掛け又御子ハ皇太子と稱し皇太子と稱し
 料等ナリト云フ也

小皇子ハ大君の嫡子ト稱し又皇太子と稱し皇太子と稱し
 の號ト云フ也又皇太子と稱し皇太子と稱し皇太子と稱し
 御子ハ大君の皇子ト稱し又皇太子と稱し皇太子と稱し

正徳元年の姪朝鮮の信使来りて於て其の國を以て
日本國王に敬下しと云ふに其時慶長十二年より
實取えよと云ふ事ありしに於て一に於り
先各國を以て書す事ありと云ふと譯せし由按
りて彼はよしと云ふも蓋源の信號と傳せ
らるるの類ありと云ふことありしに於て其の傳せ
る事ありしに於て其の信號はありしに於て其の
傳せらるる事ありしに於て其の信號はありしに於て
其の傳せらるる事ありしに於て其の信號はありしに於て

後號之由事

正徳元年の姪朝鮮の信使来りて於て其の國を以て
日本國王に敬下しと云ふに其時慶長十二年より
實取えよと云ふ事ありしに於て一に於り
先各國を以て書す事ありと云ふと譯せし由按

此より定知元和二年朝鮮を去るは西の國々の
或も主の字をかくらるるを倭にせしめ
時お秋あつたら言樂志呂宋の國主には
しして日本國王とさるるをせんりて
倭意の事お秋の古より三韓を以て西藩の
國とすのへぬりしは海國なる如く天皇の
中よりしるも新羅百濟を樂志海東の西主

詔勅を立されしは東(東)一(西)と他は
季の民すむらひ朝鮮の地とすて國號を朝鮮
と改りしは昔より東部の云方倭國とおはせし
まらるるは倭國は日本西主朝鮮の主
し書をおはせしめて例ありしは西の國に
日本の西主海島は書責し書をおはせし
るるは西の國より日本西主をせんりて

題一 来れ書と流建原言建原て日本書
喪夷のあし書とおほせられたりかさんよんはさも
一 波出より日本書とされ由題一 来れ
まどうけられて書言も建原言よんはさも
由の五流建の事なりとハ中流建を然れり書長
土子の由書中土の字を除去り古の例よんは
由と中流建原言方代は解流り書

式とそ古の例とヤとんはありと波出
来れとまじ日本書とハ解一 来れ日本書
解りとの解一 来れとんはり既又り也
日本解和流の附波出の五位と云一 ぬと流
由一 由と波流一 来れとつわ流定一 来れ
波出の右左我由の書日本國主と云るは
とおほしハ流建原言の代のり波出乃

半脚の同から迄迄の或ハキキキキキ日本
西王と稱せしは（この半脚天子の此事ハ
疑アリとも中絶）といふ如く天子は此事ハ日本
天皇と稱せしむる鎌倉京時代（の半）と日本天皇
と稱せしむる朝鮮の書ヨリ（一）の事アリ
是等の書目ヨリ見（一）西王とすは此の事と
云々といふ大上の事と同一の事況又是ヨリ諸書
云々といふ天皇と稱せしは後ハ國と稱して西王
と稱し上代の事とおそれ（一）事ハ此の位と易
可（一）事のもの（一）漢の制（一）國王と稱
せしは（一）天皇の此事ハ（一）此の事ハ
小（一）事（一）是に（一）或ハ（一）又（一）此の事ハ（一）此の事ハ
此事ハ（一）此（一）推して（一）此と稱せしは（一）事
如く（一）事（一）此の事ハ（一）此の事ハ（一）此の事ハ

后原政一付し其由の君長とて大將と主
とて稱しし御意也其由の由も必知の封討
こりけし後まで由も主と稱せし大凡治之
知知の古より其親王 宣中の印軍と封主の
豊のりの事と申すは若知の書ふんし一日中
主代はるも是あて封主のりありしは底死
の公方一人のり事しと傳はるし其冊封の事也
とて大御事と稱せし是其のありんぬ
の君長等と主とて稱せしは史儀より其を
書と傳はは國封の事と傳てそ後主と稱はる
其のりあり治或は又知知のありて封主の異は
かりとて大御事と親王 宣中 何の府も自方主
とて稱せしまんぬ親王の事も 疑有りた
し御事とてありていと意ぬれをいふこと也

を號とたてしは、
是れは、
其れは、
封號を、
如、
考、
此、

一、
天子、
封、
除、
一、
の、
し、

